

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	認知症サポーターステップアップ研修の業務委託について
--------	----------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課： 福祉部高齢者支援課）

事業の概要

事業名	認知症サポーターステップアップ研修
担当課	高齢者支援課
目的	<p>新宿区内でチームオレンジ[※]やその他認知症に係るボランティア活動を行う者が、認知症についての更なる知識や支援方法を習得することで認知症高齢者や家族への対応力向上を図り、認知症があってもなくても地域で共に生活できる環境づくりを目指す。</p> <p>※「チームオレンジ」とは、認知症高齢者及びその家族と認知症サポーター等との支援をつなぐ仕組みのこと。</p>
対象者	<p>(1) 認知症サポーター養成講座を修了後、チームオレンジへのボランティア活動を予定している者</p> <p>(2) 認知症サポーター養成講座を修了し、現に地域ボランティア活動を行う者</p> <p>(3) 認知症サポーター養成講座を修了し、今後地域ボランティア活動を希望する者</p>
事業内容	<p>1 概要</p> <p>本研修は、国の「認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）」に基づき、令和4年度から実施予定の「チームオレンジ」について、運営に関わるボランティアが受講する研修との位置付けで実施する。</p> <p>研修業務は、新宿区内に複数のボランティア活動拠点を持ち、地域の情報を熟知し、コーディネート経験が豊富な「新宿区社会福祉協議会」に業者指定により委託する。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）</p> <p>2 委託の内容</p> <p>(1) 基本研修3回 体験研修1回（定員20名程度）。</p> <p>(2) フォローアップ研修（定員30名程度）</p> <p>(3) 各研修終了時にアンケートを実施し、集計及び分析を行う。</p> <p>(4) (1)～(3)までの実施報告書を作成し、高齢者支援課へ提出する。</p> <p>3 対象者数</p> <p>下記(1)(2)参加者 50名程度</p> <p>※個人情報の流れは、資料18-1のとおり</p>

別紙(業務委託)

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託、重要な個人情報の提供を伴う委託、その他の委託(第 14 条第1項)…
報告事項

件名 認知症サポーターステップアップ研修業務の委託について

保有課(担当課)	高齢者支援課
登録業務の名称	認知症サポーターステップアップ研修
委託先	社会福祉法人 新宿区社会福祉協議会
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【ステップアップ研修の受講(希望)者に係る情報項目】 氏名、住所、年齢、性別、電話番号、FAX 番号、メールアドレス、職業、ボランティア活動歴
処理させる情報項目の記録媒体	紙および電磁的媒体(委託先のPC)
委託理由	効率的かつ効果的な研修を実施し、研修終了後、受講者のボランティア登録につなげるため、新宿区内に複数のボランティア活動拠点をもち、地域の情報を熟知している「新宿区社会福祉協議会」に委託する。
委託の内容	1 研修の開催 研修内容の決定(講師・ボランティア体験施設等の手配含む)、参加希望者の申込受付・決定・管理、研修資料の作成、研修実施報告書(受講者アンケートの取りまとめ等含む)作成 2 研修の広報業務 研修の周知、チラシ作成等 3 研修実施報告書の提出(研修修了者名簿を含む)
委託の開始時期及び期限	令和3年9月上旬から令和4年2月28日まで 次年度以降も同様の業務委託を行う。
委託にあたり区が行う情報保護対策	【運用上の対策】 1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付すと同時に、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守を義務について明記する。 2 個人情報の取扱状況についての報告を委託先に求めるとともに、区職員が必要に応じ、立ち入り調査を行い、個人情報の保管状況の確認を行う。 【システム上の対策】 1 委託先のパソコン使用時は、ID・パスワードによる認証を行うとともに、個人ごとに情報へのアクセス制限等の対策を講じさせるよう指導する 2 事業実施報告書の提出後、委託先が収集した情報及びパソコン内の委託業務に係る個人情報については消去させ、区職員が消去の確認を行う。

<p>受託事業者に行わせる情報保護対策</p>	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 2 契約書に付した個人情報に関する「特記事項」を遵守させる。 3 提供された情報は施錠できる金庫（キャビネット）に保管させる。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委託先のパソコンを取り扱うことができる者を特定し、ID、パスワード等によりパソコンの利用認証を行わせる。 2 ウイルス感染等がないよう、最新のウイルス対策及び最新の更新プログラムを適用させる。 3 電磁的情報を保存する場合は、保存先フォルダへのアクセス権の設定やパスワードを付して暗号化するなど、情報へのアクセス制御及び情報漏えい防止対策を徹底させる。 4 電子メール送信時には、複数名で送信先・送信内容を確認させる。
-------------------------	---

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入り調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。